

2026（R8）年税制改正（所得税その2）

2026（R8）年度の税制改正のうち、所得税の住宅ローン控除の拡充と NISA の拡充について紹介します。

住宅ローン控除の拡充

1. 制度の拡充 : 省エネ性能の高い既存住宅（認定、ZEH 等）に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の拡充等を実施
 2. 適用期限の延長: 従前の適用期限を 5 年延長し、2030（R12）年 12 月 31 日入居分まで
- 制度の概要（改正（オレンジ色項目））

	新築住宅・買取住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅	ZEH 水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 *1	認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅	ZEH 水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅*2
借入限度額	4,500 万円	3,500 万円	2,000 万円	3,500 万円		2,000 万円	2,000 万円
(子育て世帯等)	(5,000 万円)	(4,500 万円)	(3,000 万円)	(4,500 万円)		(3,000 万円)	
控除期間	13 年			13 年			10 年
控除率	0.7%						
床面積要件	50 ㎡以上 ※合計所得金額 1,000 万円以下の場合には、40 ㎡以上も可 (子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
立地条件	〈R10 年以降入居分から〉土砂災害などの災害レッドゾーンの新築(建替え除く)は適用対象外 (既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額 2,000 万円以下						

*1 新築・買取住宅の「省エネ基準適合住宅」については借入限度額が 1,000 万円引下げ。また、新築住宅は 2028（R10）年以降は適用対象外

*2 その他の住宅:省エネ基準を満たさない住宅

参考:財務省令和 8 年度税制改正資料

NISA の拡充

1. 制度の拡充 : つみたて投資枠の対象を 0-17 才に拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定
 2. 適用開始日 : 2027（R9）年 1 月 1 日から
- 制度の概要（改正（オレンジ色項目））

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17 歳（新設）	18 歳以上	18 歳以上
年間投資枠	60 万円	120 万円	240 万円
非課税保有限度額	600 万円	1,800 万円	1,200 万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託*1	同左	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 一定の要件の下、12 歳以降は払出が可能*2	同左	制限なし

*1 商品性について、内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。

*2 資金使途が子のためのもの（その子の教育又は生活費に充てるためのものに限る）であり、子が払出に同意したことを示す書面と親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出

参考:財務省令和 8 年度税制改正資料

@ 7 月の予定

7/10・6 月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

7/31・5 月決算法人の確定申告

・2,8,11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3 階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp